

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理運営計画（案）」に対する社会教育委員からの意見一覧

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
1	意見書	市民館も図書館も、公共性の担保の面で、最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。とあります。そのチェック機能について、専門の方々のお知恵をいただく必要があると思いました。	森島美子	意見	公共性の担保につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、チェック機能についても検討してまいります。
2	意見書	人員体制の知識の継続の面でも、これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があること、そのために市と一緒に研修・勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。とありました。研修や勉強会の有効な持ち方、内容をよく吟味して実施する必要があると感じています。	森島美子	意見	研修や勉強会につきましては、市職員と指定管理者事業者職員が同一の質を担保でき、同じ考えを持てるよう、市職員と指定管理者事業者職員の両者が出席する研修や意見交換の場、勉強会の体制を構築してまいります。
3	第1回会議	資料の中に「スパイラルアップ」とあるが、例えば個人で本を借りるという個人の学びをしているが、これがさらなる高みにつながっているかという、個人の問題ではないのかと感じる。 また、市民館を利用しているが、スパイラルアップができていないのではないか、という印象を持っている。その点について、利用者に「スパイラルアップしているか」というようなヒアリングをしているのか。	金丸照光	質問	直接利用者に「スパイラルアップできているか」ということを確認するのは難しい。 これまで市民館では、講座を受けた人が学んだ知識を活かして自分で何かしたい、団体を作りたいといった動きをして、自ら講座を運営するというような流れできていた。しかし、最近はそのような流れが弱くなってきている。 もともと市民館は、学びを出発点に活動を誘発し、それが地域の支えとなるということを意識して仕掛けていく施設である。本来社会教育施設はそのような発射台であるべきという認識で、それを求める意味合いの「スパイラルアップ」ということである。
4	意見書	（はじめに）H26・27年度研究報告書を読みまともてみると、研究報告書の内容は、考え方で概ね賛成である。ただ一部違う意見もあり*で補足してみた。※はH26・27年度研究報告書の意見や見解や課題。 川崎市の「中間報告」は、H26・27年度研究報告書（や私の意見）と重なるところもあれば、違うところもあり、特に結論部分とか、すぐにこれで行きましょうとは言えない点がある。 最終的には、H26・27年度研究報告書（や私の意見）の課題や提言が生かされて市民のために今後数十年にも耐えるものになれば（目先のことでなく）良いと思う。	下田良一	意見	報告書は、委員の皆様が視察や研究等を経て、指定管理者への課題と効果をお示しいただいたうえで、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見当たらないと結論付けています。一方、指定管理者ならではのメリット等についても報告いただいております。その後の社会状況の変化や「今後の市民館・図書館のあり方」作成後の検討にあたり、指定管理化を一つの選択肢として検討していくにあたっては、報告いただいた課題についてケアしつつ、効果の面を享受できるような制度設計の必要があると考えています。
5	意見書	市民館とは、区内の生涯学習の全体のコーディネートする拠点であるから、市民参加の事業展開をするべきである。	下田良一	意見	市民館の事業などのさまざまな場面において、多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。
6	意見書	事業も趣味的活動だけでなく、社会や川崎地域の問題（いじめ・平和・人権*幼児虐待・ヘイトスピーチ問題・ヤングケアラーとか）を学習し、解決への推進力となるように運営するべき。	下田良一	意見	あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、社会教育として必要な学習は引き続き継続するとともに、それに加え市民の関心が高いテーマの講座や入門的な文化・教養講座など、気軽に受講しやすい学級・講座等の実施も検討してまいります。
7	意見書	市民館と子ども文化センター（子文）、まちづくり、PTA,地域教育協議会などの関係づくりと社会教育関係職員の力が発揮出来る環境づくりをすべき。	下田良一	意見	市民館の事業などのさまざまな場面において、多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。引き続き関係作りに努めてまいります。
8	意見書	専門部会同士の交流も必要。*これは理想だが現実的に見て、実施可能性が見えない。	下田良一	意見	専門部会で話し合った内容は社会教育委員会議事録にその議論内容を報告しておりますが、部会同士で話し合うような場は現在ございません。今後その必要性も含め、効果的な手法については検討してまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
9	意見書	身近な地域との施設との連携＝特に子文（中学校校区にあること）に注目したい。	下田良一	意見	多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。こども文化センターもアウトリーチや地域の連携先として検討してまいります。
10	意見書	社会教育職員の力量形成が現状の課題で、その為に ①社会教育主事（や＊20年度からの社会教育士）を増やす ②すぐ異動させないこと。市民とのネットワークづくりに専念する職員づくり ④実践支える評価制度づくり	下田良一	意見	市民館の職員の専門性につきましては、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための研修事業を行うなど、計画的・体系的な人材育成に努めてまいります。市職員の人事異動や評価手法については市全体で行っていることではありますが、指定管理者についての評価手法等については今後検討してまいります。
11	意見書	指定管理制度は、経済的効率の視点でなく、市民学習支援する市民館の役割推進の体制づくりで考える。※結論は最後に述べている。	下田良一	意見	市民館・図書館の地域ニーズへの対応の必要性から、その体制づくりとして指定管理者制度を活用することとしたところでございます。
12	意見書	2図書館は、人と地域がつながる場所 図書館の求める機能の多様化・求めるものの複雑化＝像の多様化 2つの典型的調査研究をしている。 ①居場所としての館のあり方＝武蔵野プレイス ・指定管理者運営＝生涯学習・市民活動・青少年活動の支援のために導入。 ・特に青少年のみの活動フロアー・カフェ＝多くの世代の集う居場所づくりに成功している。 ※課題＝蔵書が少ない・落ち着いた読書が出来にくい・青少年活動専門の指導員の継続制に難がある	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
13	意見書	②公立図書館と学校図書館の連携＝横浜山内図書館 ・指定管理者制度では、学校図書館連携専門職員を置き、川崎を参考にしたいがこちらの方が連携上手くやっている。	下田良一	意見	学校図書館における図書の地域貸出事業につきましては、学校教育活動に支障が無い範囲で、地域における身近な読書の場として地域住民に広く開放することで、地域における読書活動の振興を図ることを目的としております。市立図書館との連携の強化につきましては、引き続き検討してまいります。
14	意見書	*課題：学校図書館を地域の図書館にして子ども居場所づくりと提言しているが 学校と言うことで制約（管理など・教員の負担増）が多く難しいと思う。むしろ「子文」を中心にした方が制約が少なく利用しやすいと思える。 *学校との連携がその後どう進んでいるのか不明。	下田良一	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。
15	意見書	*ネットで見る利用者の声＝「駅に近くて便利」（あざみの駅から3分）が圧倒的な声 「地区センターが一階にあり、返却しやすい、卓球場など運動のスペースがあり、遊びに来れる」「子どもの本・特に絵本が多いので子どもと来やすい」「子どもスペースでは靴脱ぎの絨毯スペースが良い」と好評。星は4点（5点が最高）が多い。 *こう言う図書館もありです	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
16	意見書	*ここは、横浜市の地元書店有隣堂が管理者であり、導入に当たっては、地元の企業やNPO法人など使う方が良い。何故なら地域の特性や郷土などをよく知っているから。（知らなければ問題外）	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
17	意見書	*1/18＝隣の政令指定都市の横浜市は、18ある市立図書館のうち 1つを取り出して指定管理者制度導入としたことは、川崎市も見習うべきである。「刺激し合う」という面がある。	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
18	意見書	③ 様々な人に応える難しさの中で、児童生徒の居場所づくりの可能性 ・図書館単独施設として複合施設として地域との関わり・居場所を求める人への使い方の問題等が課題である。	下田良一	意見	市民館におきましては、ニーズの多様化などから、飲食・会話が可能なスペースの設定やオープンスペースの有効活用など、さまざまな意見をいただいておりますので、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やサービスの質の向上のための取組などの検討を進めてまいりたいと考えております。 図書館におきましても、単なる本の貸出場所ではなく、地域の居場所としての機能拡充について進めてまいりたいと考えています。
19	意見書	④ 指定管理問題 懸念される問題 ・郷土資料の選択・維持＝*武雄市で貴重な郷土資料を廃棄とか ・一般図書の選書＝*武雄市で誰も読まない古い資格本の購入とか海老名市ではフライパン付き本・20年前の休刊した女性誌 ・配架方法＝*海老名市の図書館で小説と旅行本と一緒に配置されたこととか ・学校連携での企業の論理での公教育への介入＝*これは懸念であり、実例はない。 ・職員雇用が不安定＝*5年で見直しの際に企業が交代するとそういうことになる。 ※10年くらいは業務に専念（これは市民館でも同じ）	下田良一	意見	ご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
20	意見書	3 報告書の結論＝ 私も同意見 *コスト削減とサービス向上（で人集め）の2点が導入の理由としたら、 ※指定管理を導入しなくても川崎市は社会教育施設と行政が人材活用すれば図書館事業など諸課題に対応できる。	下田良一	意見	求められる機能やニーズの広がりや踏まえて、指定管理者制度という手法を利用することが適切という判断をし、体制を検討しています。
21	意見書	*導入することで刺激を与え合い、協力ができれば「一部導入」もありと考える。特に図書館は、全館は避けたい。	下田良一	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。
22	意見書	指定管理者制度の必要性はよくわかりましたので、何も留意点等はありません。	山本洋子	意見	引き続き社会教育委員会議の場においても説明・情報提供を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。
23	意見書	市民館・図書館は、地域の「学び」「憩い」「癒し」の場であり、多世代が気軽に立ち寄り、人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」としての存在であり、ともに生きる、学ぶ「力」を養う、育むところであることが望まれると考えられます。	石川閣	意見	急速な少子高齢化の進行をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、情報化社会の進展、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化や孤立など、複雑化した社会状況や深刻化する課題等に市民自身が主体となって対応していくため、市民館では、市民の自発的・主体的な学習や活動を支え、地域における学習や活動を通じたつながりづくりを進めていく必要があると考えております。 持続可能な社会の実現に向け、市民館では、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていくことで、「市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる」という学びと活動の循環を推進してまいりたいと考えております。
24	意見書	「場力」があり、地域の課題解決へ向けた住民へ情報を提供し、ともに課題解決へ悩み、ともに問題解決へ考え、ともに答えを見つける、パートナーやコンサルティング機能も求められます。	石川閣	意見	市民館の事業などのさまざまな場面において、多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。今後も地域とともに課題解決を行うハブとしての施設として取組を進めてまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
25	意見書	本を探すだけでなく、道を探すこともお手伝いできる「場」であること、本との出会い、人との出会い、町との出会いを提供する「図書館・市民館」であることが期待されます。そのため地域情報にたけた人材の配置や投資をし、「顔の見える関係性」・「問題の見える透明性」を持った機能が望まれます。	石川閣	意見	今後の図書館では、地域の身近な場所で読書サービスを提供する取組や、本との出会いを多くし、より一層図書館の利用を促進していくために、読書会や朗読会など市民参加型の読書普及イベント等を実施するとともに、市民の交流に向けた本棚の設置などの取組を進めるなど、図書館サービスの充実を進めています。市民や地域との接点を増やし、顔の見える関係性を構築しながら、地域に愛される施設づくりを行ってまいります。
26	意見書	地域の力を使ってただ図書館・市民館をよくするとかではなく、地域と行政と民間企業（指定管理者）と図書館ボランティア等、いろいろな人が協力して地域という「おみこし」を担いでよくするという関係の構築が必要であり、人が財産であると思われまます。	石川閣	意見	市民館や図書館という施設をハブにして、市民の顔の見える関係性を作り、学びを通じて地域を活性化して行きたいと考えています。市民館と図書館のそれぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていきたいと考えております。
27	意見書	社会の変革で実現する社会は、IoTで人と物がつながり、知識や情報が共有され、新たな価値を生みだすといわれます。これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、一人一人が快適で活躍できる社会の実現が待たれます。こうした背景を踏まえて、市民館・図書館がスマートシティの実現へ向けての一助、インターネット環境や設備の充実、コンテンツの充実も考えられます。	石川閣	意見	「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、市民館事業におけるさまざまな場面においてICTの活用を図ってまいりたいと考えております。オンラインによる学級・講座等を実施するとともに、主体的な学びの活動をより一層促進するため、デジタル化した学習に役立つ教材・資料の提供などの取組を進めてまいりたいと考えております
28	意見書	現代の社会状況や様々な市民ニーズに対応し、将来にわたりあらゆる世代の人たちが興味を抱き魅力ある施設になることを望みます。	大津博之	要望	市民館・図書館は、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進していく役割を果たしまいりたいと考えておりますが、そのためには、ご指摘のとおり、市民館・図書館に興味関心を持っていただけるよう、魅力的でできようになるような取組が必要であるとと考えております。
29	意見書	現在の各区図書館の選書について、特に専門図書が乏しく、魅力に欠けている気がします。置ける量にもよりますが、今後は各部門ごとに多くの専門家による意見を聞いた上での収集・購入が良いと思います。	大津博之	意見	図書館職員は、図書館の目的を果たすための専門的職員としての役割を担っていることから、今後も司書講習への派遣等を行うとともに、更なる資質の向上のため、より幅広い分野の知識の習得や、地域課題解決のためのスキル等を身に付けるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、図書館サービスの推進に向けた人材育成を推進していきます。
30	意見書	難しい話かもしれませんが、多摩区や近隣区には、大学が多く、そこには貴重かつすばらしい専門書箱がある為、学びたい希望者に対し登録制で閲覧できる日があったら良いと思います。管理上・所有権・有償無償等多々問題点はあるとは思いますが？	大津博之	質問	地域の貴重な教育資源である大学と連携した取組につきましては、ご指摘のとおり推進していく必要があると考えており、図書サービスにつきましては、市内大学と図書館の相互貸借に関する覚書や協定を締結し、大学により利用条件等は異なりますが、市民や区民に大学図書館の書籍を利用させていただいております。（閲覧のみ、市立図書館への取寄せのみなど、大学により異なります。）
31	意見書	郷土資料・川崎ならではの独自資料等、より一層の充実と、売れ筋を優先しすぎて減集・廃棄処分されないようお願いいたします。子どもの地域の郷土資料の充実も忘れずお願いしたいと思います。	大津博之	意見	資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関するご決定につきましては、指定管理者制度導入後におきましても、市が責任をもって役割を担うべきものと考えており、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・保存してまいりたいと考えております。
32	意見書	市民館について、図書館での意見と同様、市民館の講義・大学の講義等同一テーマを共有・連携し、一般市民の希望者に聴講できるようになったら、より一層魅力ある施設になると思います。	大津博之	意見	あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、市民の関心が高いテーマの講座や入門的な文化・教養講座など、気軽に受講しやすい学級・講座等の実施を検討してまいります。また生涯学習の取組として大学と連携した市民向けの公開講座等を実施しているところでございます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
33	意見書	10年以上前、渋谷代官山に世界最新情報が集まる都内最大級の「ライフスタイル提案型施設～緑の中のストリート書店～」蔦屋書店ができました。施設は人々の要望に応え、ライフスタイルに合わせた複合要素豊富な場を備えています。レストラン・カフェ・雑貨店等が併設され、書籍は洋書・専門書籍も多く、他関連内容として音楽・映画・CD・アートギャラリー・トークショー・BGM…所々に椅子・ソファがある癒される疏泄です。心身ともにリラックスしながら本を選び読める場であり、想像力が増し、インスピレーション・新しいアイデアが湧き出るような雰囲気に包まれた空間になっています。大変多くの人たちから好評を得ている書店です。参考になればと思い取り上げてみました。	大津博之	意見	誰もが、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図り、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスの展開による施設利用や事業参加を一層促進し、「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざしたいと考えております。ご紹介いただきました事例につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	意見書	まずは、この「市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」を読んで、私自身の理解した内容について書いてみます。 まず、大きな流れとして、現状を変更する必要があり、変更する方法について検証している内容と理解しました。 現状を変更するのですから、現状の問題点、そして目標が必要ではないかと思いますが、残念ですが、どちらも明確には理解できませんでした。 まず、市民ニーズの変化とありますが、具体的にいつ頃と比較してどのような点が変化しているのか。 また、その変化に対して、社会教育施設は、どのように在るべきなのか。 この2点が、抽象的なので、現状を変更する必要が見えてきません。 どちらも具体的に箇条書きし、優先順位を付けた上で、検討していくべきです。	高森康広	意見	現状や課題、あるべき姿などにつきましては、令和3年3月に策定いたしました「今後の市民館・図書館のあり方」でお示しており、「市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」につきましては、その「あり方」に基づいて策定しております。
35	意見書	P3において平成30(2018)年12月の文部科学省中央教育審議会答申が書かれており、これを受けて「変えていかねばならない」との結論に達しているのであれば、この答申内容も全く具体的ではなく、またどの地域に対する指摘が強く反映されているのか定かではない為、検討すべき内容ではないと考えます。	高森康広	意見	平成30年の第3期教育振興基本計画では、2030年以降の社会を展望した教育政策として「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」が打ち出されたり、文部科学省の中央教育審議会では答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」等が出されています。市民館・図書館は社会教育施設でございますので、その管理運営の検討に際しましては、国が示した方向性に留意することは必要であると考えております。
36	意見書	逆に、平成26-27年度の川崎市社会教育委員会における研究報告においては、「市民自主企画事業への参加のあり方」について、事業の方向性や職員の関わり方といった具体的な指摘もあり、更に指定管理者制度に関して、明確に疑問の声が上がっています。 さらにこの研究報告内では、指定管理者制度は市民館等の運営について効率化を図るという観点であると指摘されています。 本来であれば、この社会教育委員会における指摘事項について、今回提示された(案)の中で触れるべきではないでしょうか。	高森康広	意見	報告書は、委員の皆様が視察や研究等を経て、指定管理者への課題と効果をお示しいただいたものと考えています。報告書の御意見を参考にその課題をケアしたうえで効果を楽しめるよう検討を進めております。報告書では、当面指定管理者制度導入の必要性は見当たらないとされていますが、既に報告書からは7年が経過しており、その後の社会状況等の変化も踏まえ検討を進めてきたものでございます。
37	意見書	3の管理・運営手法の検討に関しては、メリットとデメリットに分け比較検討が行われており、前段に比べれば具体性があり理解は出来ました。 但し、 ・市職員の負担が大きい ・土日や夜間の管理体制 ・責任者が常駐していない といった市の配置に関する記述は、民間の会社には出来るのが市の職員はなぜ出来ないのか、職員の方は身内の事なので分かるのでしょうか・企業を経営している私にはなぜできないのか分かりません。 勤務体系に幅を持たせるだけなので、民間と変わらないと思うのですが。	高森康広	意見	館職員の勤務形態は一般の事務職員と同様になっており、夜間や土日を含め年間通じて開館している施設運営にはそぐわない面もあります。市の人事制度の課題はあるかもしれませんが、市の同様の施設運営は民間の力を借りている場合がほとんどです。
38	意見書	そして、3つの運営方法の比較について、非常に重要だと感じた点は、指定管理者制度における課題「これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続…」といった部分です。 ここでは、知識と経験といった記述しかありませんが、社会教育に関わってきた市民との関係性についても課題が残ります。 社会教育士などの資格取得者がいることはメリットにもなりますが、一方で地域人材との関係性について、課題はないのでしょうか。	高森康広	意見	多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。地域人材との関係性についても市職員と指定管理者双方で引き続き関係性を築いてまいりたいと考えています。
39	意見書	P46にも書かれていますが、市と指定管理者との意思疎通については、これまでになかった課題となります。 これは、同時に地域人材との意思疎通についても課題であり、これまでは市の職員と地域人材の意思疎通だけが課題であったのに対し、ここに指定管理者も加わりより意思疎通が難しくなることを考慮しなくてはならないと思います。	高森康広	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。地域人材との関係性についても市職員と指定管理者双方で引き続き関係性を築いてまいりたいと考えています。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
40	意見書	<p>一口に地域人材と言っても、行動力・経験・知識のある人材はそう多くはなく、社会教育に関りを持ち、熱心に活動している方とは良好な関係を維持していくべきと考えます。</p> <p>これまで、市の職員である方々と関係を築くだけでしたが、ここに指定管理者が入ってきます。</p> <p>関係性が良好になる事も勿論ありますが、崩れてしまった時、地域人材は一気に離れてしまうので大きなリスクとなる可能性があります。</p> <p>このリスクは、常に人材確保に頭を悩ませる我々にとっては・見過ごせるものではありません。</p>	高森康広	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。地域人材との関係性についても市職員と指定管理者双方で引き続き関係を築いてまいりたいと考えています。
41	意見書	<p>これまで中学校区において13年、行政区において10年間地域教育会議に関わり、そして今回の様々な資料を拝見した上で、私自身の考えを塞かせて頂きます。</p> <p>まず、社会教育についてですがPTA役員を引き受け、その後上記の地域教育会議に関わるようになったのですが、社会教育という首葉を耳にするようになり、私自身が社会教育という言葉を使うようになったのは4-5年目からです。</p> <p>私の勉強不足であるのは明白なのですが、ただ周囲にいた人間も社会教育という言葉は身近ではなかったようで、会話の中で出てきたことがありません。</p> <p>PTAも地域教育会議も社会教育関係団体であるのに、運営に関わる意見交換の中で社会教育という言葉が使われていない。</p> <p>社会教育というものの定着について、意見交換を行うべきと考えています。</p>	高森康広	意見	社会教育は教育行政だけでなく、コミュニティ施策や地域づくりにおきましても必要なものと考えております。確かに一般的な用語として定着している状況にはないかもしれませんが、その定着は重要であると考えておりますので、啓発に努めてまいりたいと考えております。
42	意見書	<p>ここ数年、この社会教育委員会議で議長を務めておられる中村先生や、以前地域教育ネットワーク会議において議長をされていた田中雅文先生から、社会教育について様々なお話を聞き、私なりに理解した社会教育とは、地域自治の根幹をなすものであり、社会教育が広がり地域住民が互いに学び合う環境になれば、社会秩序は安定すると考えられる。</p> <p>なぜなら、その教育の中身は、教科学習よりも市民同士の関係を作る「互いの考えを学び合う」機会作りであると理解しているから。</p>	高森康広	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。
43	意見書	<p>恐らく、社会教育法が作られた当初は、行政による教科学習が多かったと想像できるが、国民の進学率が上がった昨今では、教科や知識の学習というよりも、地域住民同士と行政の連携にシフトしていかなければならないはずと考えています。</p> <p>特に、昨今は核家族化が進み近所付き合いも少なくなり、町会・自治会の加入数だけではなくPTAですら加入しない人が増えています。</p> <p>このような、個人が多くなると、個人的な要望は、多くの意見とすり合わせることなく直接行政や学校に向けられることとなり、当然その対応に追われることとなります。</p> <p>では、このような環境の中、社会教育施設である市民館はどのような場所であるべきなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の企画した事業の比率 ・社会教育関係団体・市民団体が企画した比率 <p>こういった事について意見交換を常に行う必要があると考えます。</p>	高森康広	意見	社会教育施設のあるべき姿、社会教育施設の提供する事業については常に考え、意見交換を行い、検討を進めていくべきものと考えています。
44	意見書	<p>また、市民館の活動報告にある、外国の方々に向けてのセミナーや、子育て支援のセミナー、開催時間や参加人数の検証についても工夫が必要かと感じます。</p> <p>以前、家庭教育推進連絡会でも同様の意見を言いましたが、開催時間を変えると参加者も変わるのではないかと。</p> <p>参加人数に関しても、参加比率を算出することで、多いか少ないかの目安になるのではないかと。</p> <p>そして、市民館の利用率について、会議室の規模とレイアウトによってかなり偏りがあると思います。これを合算で考えていては、解決策や方向性も見えてこないと思います。</p>	高森康広	意見	あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、これまで実施してきた普遍的課題への講座に加え、市民の関心が高いテーマの講座や入門的な文化・教養講座など、気軽に受講しやすい学級・講座等の実施を検討してまいります。また提供場所や施設、提供時間など、市民が利用しやすい提供手法についても常に検討を行ってまいります。
45	意見書	<p>その利用率についても、100%に近ければ良いかという疑問が残ります。</p> <p>前述の通り、市民同士の関係作りを推進していくのであれば、空きがない社会教育施設は非常に利用し難いものとなります。</p> <p>では、どの程度の利用率ならば活動しやすいのか。この辺りも議論を重ねる必要があると考えます。</p>	高森康広	意見	多くの市民に利用していただくために利用率を上げていくことは重要なことと考えています。一部の人達だけでなく、新たな利用者層を開拓する必要があります。そのうえでみんなが利用しやすい施設としての適切な利用状況については併せて検討を行ってまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
46	意見書	<p>全国に先がけて30年ほど前から設置された、川崎市にある「地域学校協働活動」を担う51の中学校区地域教育会議、この中学校区地域教育会議が活動する拠点は学校です。</p> <p>しかし、全ての学校が社会教育施設という意識を持っている訳ではありません。</p> <p>特にコロナ禍となり、学校ごとの意識に差が広がり、活動が思うようにならない中学校区も非常に多くなっています。</p> <p>学校の使用については、行政内での部署の違いもあり、議題にしにくい部分もあるでしょうが、社会教育委員の間では話し合えるのではないかと考えます。</p>	高森康広	意見	<p>学校施設の有効活用や学社連携の取組につきましては、社会教育委員の皆様におかれましては、様々なご意見があらうかと思えます。学校施設の有効活用については、適切な時期に社会教育委員の皆様にも御報告し御意見を頂戴できればと考えております。</p>
47	意見書	<p>前回の委員にて、市民館や図書館の役割は市全体の様々な取り組みのなかで「学びのコーディネート機能」である旨の回答があったと記憶している。</p>	井口香穂	意見	<p>市民館・図書館といった社会教育施設は、学級・講座等の実施や学習資料の提供などにより市民に学びの場を提供しており、「学びのコーディネート機能」を担っています。</p>
48	意見書	<p>そうしたなかで、指定管理者制度であれ、直営であれ、「現在あるいはこれからの地域でどんな学びが必要か」をきちんと定義することが重要ではないか。</p>	井口香穂	質問	<p>社会教育施設において、地域でどんな学びが必要かを把握することは重要なことであり、これからも様々な機会を捉えて把握するよう努めてまいります。</p>
49	意見書	<p>「多様化するニーズに対応する」ための運営方針でもあると思うが、提供される「学び」が多様化していく、ニーズや潜在的な課題に対応していく方針かがみえない。</p>	井口香穂	質問	<p>提供される「学び」や求められる「学び」が多様化しており、これらのニーズや潜在的な課題の把握は日々行っていく必要があると考えております。</p>
50	意見書	<p>運営体制について、一般的な額在ニーズへの対応や今まで通りの場の提供だけでなく、「本当に必要とされている学び」がなにかも考えて提供していくような体制が組まれると良い。</p>	井口香穂	要望	<p>「本当に必要とされている学び」がなにかということについては、社会教育施設で必要とされているものであり、現在も各施設で検討を行い事業を実施しておりますが、今後につきましても引き続き検討を進めてまいります。</p>
51	意見書	<p>例えば、SNS等での情報発信もしていくとあるが、そもそも利用者のうち何割がSNSにアクセスできるのか、アクセスできない利用者がアクセスできるようにすることも「学び」ではないか、など…</p>	井口香穂	意見	<p>SNS等での情報発信にアクセスできない利用者がアクセスできるような講座の実施についても「学び」の提供でございます。現在もデジタルデバイスに対する講座等を実施しており、引き続きより良い学びを提供してまいります。</p>
52	第1回会議	<p>市民館・図書館の管理運営の考え方に関して、今後求められる市民館・図書館の機能としての「人づくり・つながりづくり・持続可能な地域づくり」が、それぞれが何を担っているのか、詳しく教えていただきたい。例えば、多様な市民ニーズに応えることがまちづくり施策の推進役としての機能を果たすことになるのかどうか。</p> <p>必要な機能を果たすため、必要な機能を担うための設計や、そのための機能要件が整備されているのかどうかを教えていただきたい。</p>	井口香穂	質問	<p>生涯学習施策は生涯学習推進課が中心を担っているが、他にも地域教育推進課、文化財課があり、首長部局ではスポーツ行政、文化行政も担っており、生涯学習施策の分野は幅広いと言える。</p> <p>その中で、スパイラルアップの考え方にも通じるところだが、どこかひとつの部署の話ではなく、生涯学習施策全体として、各部署が連携してそれぞれの役割を果たしていかないと、「人づくり・つながりづくり・持続可能な地域づくり」はできないと考えている。</p> <p>特に社会教育の分野での市民館は、様々な講座を通じて市民に主体的に学んでもらう場を提供し、その人たちが地域で活動していくための支援をする、ということを中心に行ってきた。さらに、地域で活動する団体を育てながら、その団体が地域の中で、地域づくりの担い手になっていくことをイメージしている。</p> <p>図書館は、個人が主体的に学んだことを、次に何に活かしていくかという点で、例えば読書支援のボランティア活動等をつながりを持って、一緒に地域を作っていく取組をしてもらっている。</p> <p>抽象的なものが多いと思うが、特に「持続可能な地域づくり」という点では、われわれの部署だけでなく、市役所全体で取組んでいくものと考えている。</p> <p>市民館については、指定管理者制度を使うことによって社会教育分野の再構築をするという認識でいる。今までは管理運営をしながら社会教育振興事業も行って、維持管理の部分は委託で民間の力を借りながら、最終の判断は直営の職員がやっている状態である。</p> <p>今後、効率的な館の維持管理については指定管理者の力を借りつつ、さらに社会教育振興事業をするために、区の中に社会教育支援の部門をしっかりと置くことで、区と連携できる形をとって、市民館のみならず区域全体で様々な施設と連携していけるような新しい仕組みを作っていきたいと考えている。</p> <p>地域づくりの最前線にいるのは区役所なので、持続可能な地域づくりを区役所と一緒に連携しながらやっていきたいと考えている。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
53	第1回会議	説明の中にもある「コーディネート」機能について、市民の学びだけでなく、区内や市全体としてもコーディネーターという役割は重要な機能であると感じた。	井口香穂	意見	市の生涯学習施策全体において、貸館事業や社会教育振興事業に加え、地域教育会議、学校施設開放（特別開放）、地域の寺子屋事業等、地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加しており、その重要性は高まっているところでございます。
54	意見書	<p>【提案-1】</p> <p>2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性 (2) 『『今後の市民館・図書館のあり方』で示す市民館・図書館像』 今後のめざす方向性 「まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の進展～」(概要版P2左)</p> <p>上記の方向性に基づき、市民館員及び図書館員が①差別・多様性等を表現する地元芸術家(註1-1、1-2-1、1-2-2)のもとを訪問、講演会・展示会開催を交渉、②パンデミック・令和元年の台風19号等の被災害を含めた郷土史の収集・記録・公開、この二点を市民館及び分館における社会教育振興事業として推進することを提案する。</p>	秋元 英輔	意見	地域の公共施設や民間施設をはじめ、様々な主体との連携・協働を進めるとともに、地域人材や教育資源の活用等を図ることによって、これまで市民館・図書館を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じやすい市民館・図書館となることをめざしております。いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
55	意見書	<p>令和7年または8年に共用開始を予定する新しい宮前市民館・図書館開館に関しては、川崎唯一の国史跡「橋樹官衙群跡」再現CGを①市民館・図書館にまたがる1階または2階「ホワイエ」にて放映、②田園都市線「TQCビジョン」電車内広報、③YouTubeにて配信、④かわさきGIGAスクールにて配信、⑤「パスファインダー」等資料紹介、この五点を開館記念事業として提案する。</p> <p>いわば、CG化された「橋樹官衙群跡」が本市内外へ飛び出すものであるが、小学生からハイティーンも含めた本市民が郷土史に関心を持つことにより、「川崎って歴史があるまちなんだ。古代の武蔵の国の市役所(郡衙)は宮前区にあったんだ」ということで歴史を身近に感じることが可能となる。</p> <p>さらに、タワーマンション入居者をはじめとする新たな川崎市民もCG化された「橋樹官衙群跡」に触発されて、令和6年度整備工事による復元が予定される官衙の建物を伊勢山台・蟻山ゾーンを探索してみよう、図書館で「パスファインダー」が紹介する官衙の資料を利用して7世紀から8世紀にかけての列島と半島及び大陸との政治・文化を調べてみよう等となれば、歴史という時間軸の中で自律的思考「知性」を獲得につながり、国史跡の存在は市民としての自尊心育成に有益であるものと考えられる。</p>	秋元 英輔	意見	地域の公共施設や民間施設をはじめ、様々な主体との連携・協働を進めるとともに、地域人材や教育資源の活用等を図ることによって、これまで市民館・図書館を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じやすい市民館・図書館となることをめざしております。いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
56	意見書	<p>【提案-2】</p> <p>2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性(2) 『『今後の市民館・図書館のあり方』で示す市民館・図書館像』 今後のめざす方向性の「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～」(概要版P2左) 上記の方向性に基づき、①デジタル・シチズンシップ教育を市民館及び分館における社会教育振興事業として推進することを提案する。</p> <p>①デジタル・シチズンシップ教育 日本経済新聞(令和4年2月15日朝刊13面)記事「学校パソコン、もう返したい」(註2)が指摘するデジタル・シチズンシップ教育は、「かわさきGIGAスクール構想」を推進するにおいても検討が不可欠であろう。</p> <p>児童・生徒の日常生活において不可欠の情報源となっているSNSおよびLINEは、過激な意見がネット社会においても評判をよびやすいという属性に加えて、いじめを恐れるあまり、他者評価の価値基準化(自尊心の欠如)および少数意見の抑制(多様性排除)を招き、いじめ事件の温床ともなっている。令和3年2月に発生した「旭川中2女子死亡事件」は、LINEをいじめに悪用した犯罪である。また、YouTubeを中心とする簡便な「正解」取得という利便性が向上する一方、令和4年1月に発生した「東大前刺傷事件」は、東大医学部入学を唯一「正解」とする固定観念という(多様性欠如)を招いたものと推考している。さらに、パンデミックのもと、マスク着用を巡り短絡的に分断する敵味方二項対立も多様性の軽視であり、デジタル・シチズンシップ教育が狙いとする(自律的思考、フェイクニュース見分け方)は、デジタル情報を利用する幅広い世代にも必要であろう。</p>	秋元 英輔	意見	社会の中で円滑な人間関係を維持するのに必要な能力を身につけることは大変大切なことですので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
57	意見書	2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性（2）「『今後の市民館・図書館のあり方』で示す市民館・図書館像」 今後のめざす方向性の「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～」（概要版P2左） 上記の方向性に基づき、②コグトレ学習を市民館及び分館における社会教育振興事業として推進することを提案する。 ②コグトレ 市民館が主催する「現代的課題学習事業」において、小学校低学年児童を対象にゲーム感覚で「コグトレ」（註3）を学習することは、認知機能・記憶力の向上、及びいじめの予防に有益である、と考えられる。その効果検証を前提に、市民館における「コグトレ」採用を提案したい。	秋元 英輔	意見	社会の中で円滑な人間関係を維持するのに必要な能力を身につけることは大変大切なことですので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
58	意見書	【提案-3】 2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性（3）市民館の現状・課題 ●貸館事業の状況（受付・貸館・施設維持管理業務は民間活用（業務委託））（概要版P2右） →ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる場所づくりなどが必要である。 ●社会教育振興事業の状況（館を中心とした社会教育振興事業は直営で実施）（概要版P2右） →市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。 上記の方向性に基づき、休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びと活動を支援する。 なお、本施策は文部科学省が推進する「『令和4年度 文部科学省概算要求のポイント』いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」（別紙PDF、P33）にも沿うものである。	秋元 英輔	意見	施設設備の多目的化や多様な利活用等につきましては、利用促進等につながる大切な視点でございますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
59	意見書	【提案-4】 「6 指定管理者制度導入にあたって」（1）指定管理者制度導入にあたっての視点（概要版P8左） 2021年10月1日付日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について2020(報告)」 「（2）市区町村図書館について」に拠れば、「指定管理者制度を導入し、直営に変更した図書館を下に示した」として15件（21館）が列挙されている。 今後における社会状況、環境変化に加えて、指定管理者の急激な経営状況悪化の可能性を踏まえ、全館への指定管理者制度導入が検討されるような場合においても、最低限、一館は直営館を存続させ、「資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定」は本市の専管事項とする役割分担・業務分掌の制定を提案する。	秋元 英輔	意見	図書館への指定管理者制度導入につきましては、中原図書館は直営にするとともに、直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置くよう方針をお示ししております。地区館4館は直営で管理運営を行うものとしております。また選書等につきましては指定管理者制度導入後につきましても市が最終的な責任を持って行っていくこととなります。
60	意見書	なお、運営上、個別に検討が必要と考えられる事項を列挙すれば次のとおりである。 ①職員育成 本市OB司書による指導 A.週一回程度の館内巡回指導 B.月一回程度の職員向け研修（徹底した資料案内及び資料の収集・提供並びにカウンターやフロアに直接地域住民に向き合うことによる総合的な図書館サービスの重要性に関する研修）	秋元 英輔	意見	市民館・図書館の職員は、地域の社会教育振興や市民の学びに応じた読書支援等を担う専門的職員として、その役割を担っており、人材育成は大変重要であると考えておりますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
61	意見書	②人事制度 A.本市の市立図書館における職歴が限定雇用期間である五年を経過した司書である場合、徹底した資料管理及び資料提供並びに地域住民に向けた配架、展示の工夫等といった定性面における地域住民向けサービス向上実績を有する非正規職員について、「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験—民間企業等職務経験者—」川崎市人事委員会 ※ 受験資格対象者に認めることにより、本市の正規職員転換を可能とする人事制度 （基本的な指標である貸出冊数、来館者数・開館総時間・開館日数・指定管理料等の数値に基づく定量分析及びサービス品質に基づく定性分析を総合した人事評価） B.職員が直営館に出向して「資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定」業務を経験する人事交流制度	秋元 英輔	意見	川崎市の指定管理者に対して行うモニタリングや評価等につきましては、指定管理業務について指定管理者に対して行うもので、個々の指定管理者が配置する職員を対象とはしていません。指定管理者の職員の人事・評価等につきましては、指定管理者（当該事業者）自身の人事制度に基づいて配置・評価等が行われるものと考えています。なお、管理運営体制や配置する職員の資質等（資格要件含む）につきましては、指定管理業務の仕様にて定めたいと考えております。指定管理者職員等の正規雇用化については難しいものと考えております。直営職員と指定管理者職員との交流や相互に高め合う仕組みづくりについては今後検討してまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
62	意見書	③地域・郷土資料の収集・整理・提供の対応 A.職員は地域住民であり自らも被災者の被災者でもあり、資料を所有する地域住民とは職務上も個人的にも関係が深い便宜を活用することにより地域郷土資料を収集 B. 図書館員に必要とされる専門的な知識経験を活用することにより地域郷土資料を整理し、地域住民に向けて提供	秋元 英輔	意見	図書館におきましては、蔵書・地域資料の活用を図るとともに、地域の中のさまざまな魅力ある資源を活かしながら、地域文庫や市民活動団体等の多様な主体と協働・連携した読書普及に関する取組を推進してまいりたいと考えております。いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
63	意見書	④透明性を備えた経費情報の公開 〔参考資料：〔講演記録〕『図書館民営化はなぜ問題なのかーサービス・経費・職員体制をデータにより検証する』日時：2021年2月14日 会場：倉敷市民会館 講師：田井郁久雄〕 A.人件費、備品強入費、需用費、委託料、使用料及び賃借料（電子書籍含む場合は内訳記載）、公課費（指定管理料における人件費は支出時に消費税を伴わないため、人件費に対応する消費税分が公課費に反映）、運営管理費（指定管理者の本社経費）、使用料収入 B.日本図書館協会刊行『日本の図書館』では、図書館費は直営の正規職員の人件費を控除して報告するが、指定管理料は委託費であるため指定管理の職員の人件費については図書館費算入が必要 C.指定管理方式導入にともない、図書館全体のマネジメントを行う直営の中原図書館の正規職員及び指定管理館を1対1でのモニタリングを行う直営館（川崎・高津・多摩の各図書館）の正規職員がそれぞれ担当する業務(註4)については、図書館担当職員の新規配置が必要であり、指定管理方式導入の図書館費比較に当たっては、管理職を含め複数名の正規職員の人件費を含めることが不可欠	秋元 英輔	意見	経費情報等につきましては、指定管理者の年度評価に収支実績を記載するとともに、ホームページにより公表してまいります モニタリング業務にあたる市職員の配置計画につきましては、検討事項であり現在は数値もないことから、今後、関係局とともに検討してまいります。
64	意見書	「（仮称）川崎市民館・労働会館管理運営計画（案）」 【提案】 第3章 市民意見等の把握と整理 2 市民意見の整理 ●ワークショップ等を通じて把握した市民意見を、本計画の項目に沿って整理しました。 参考とした主な意見 【教養室等】 ・（体育室）鏡があるとダンスなどに活用できる。卓球や室内テニスができる。（概要版P2右） 上記の意見に基づき、休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びと活動を支援する。 なお、本施策は文部科学省が推進する「『令和4年度 文部科学省概算要求のポイント』「地域運動部活動推進事業Ⅰ、休日の部活動の段階的な地域移行（学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備）」（別紙PDF、P51）に沿うものである。	秋元 英輔	意見	施設設備の多目的化や多様な利活用等につきましては、利用促進等につながる大切な視点でございますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
65	意見書	指定管理者制度導入後の施設運営・事業実施に係る留意点等 平成26・27年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書「5）まとめに当たり指定管理者制度をめぐって」においては、指定管理者制度の導入の必要性を次のように結論付けている。 市民館に相当する公民館の指定者管理制度の導入は、10年以上を経過し、ついに広がりを作り出せず、市民サービスの低下が懸念される。一方、確かに、図書館においては、民間の参入が広がっている。しかし、こうした事例に耳を傾けた本研究報告から、明らかになったことは、川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見当たらないとの結論が出ている。（P48） 上記の結論が出されて以来、六年あまりの年数が経過し、生活環境、価値観、生活様式等も大きく変化してきていることから、管理運営指定管理者制度導入についてはあらためて検討する必要がある。	秋元 英輔	意見	御指摘の通り、様々な状況変化を踏まえ、現在検討を行っているところでございます。
66	意見書	さて、図書館は他の公共施設と比べて集客力があり認知度が高いとされていることから、図書館に着目した場合、〈指定管理者制度導入後の施設運営・事業実施に係る留意点等〉は下記の項目が考えられる。 1. サービス目標の達成状況 （1）業務要求水準書に示された目標数値について、指定管理者の達成状況を定量分析及び定性分析に基づき、中央館的機能を持つ中原図書館が事業年度ごとに検証する （2）川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、川崎市社会教育委員会議図書館専門部会（以下「図書館専門部会」という。）に上記（1）の検証状況を次の年度に報告するとともに助言を得る （3）「教育委員会」は、川崎市議会の常任委員会（文教委員会）からの要望の実現状況を報告する	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
67	意見書	2. 業務日誌等の報告 (1) 利用者からの要望、苦情などが必要十分に記録されているか (2) コンピュータ操作、館舎維持など業務でのトラブルが記録されているか (3) レファレンス等川崎市の図書館経営に必要な業務について記録されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
68	意見書	3. 業務連絡会会議録 (1) 「教育委員会」及び中原図書館並びに中原図書館以外の直営館（川崎・高津・多摩）との業務連絡会会議録が作成されているか (2) 会議の回数、会議内容、出席者等必要事項が記載されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
69	意見書	4. 業務の執行体制（労働環境） (1) 「教育委員会」及び中原図書館並びに中原図書館以外の直営館（川崎・高津・多摩）からの業務への指示・命令の有無及び内容 (2) 業務分担表、窓口業務のシフト表、職員の勤務実態が記録されているか (3) 業務責任者の勤務実態が記録されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
70	意見書	5. 他機関との連携・協力 (1) 学校、幼稚園、保育園、病院等へのサービス実績・内容が記録されているか (2) 県立図書館と近隣所在の市図書館（稲城、狛江、町田、横浜）及び近隣所在の市図書館間との協力業務の実績・内容が記録されているか (3) その他の図書館との協力業務の実績・内容が記録されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
71	意見書	6. 利用者要望 (1) 図書館広報の発行の有無、回数、内容はどのようになっているか (2) 投書、利用者懇談会の有無・回数。内容はどのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
72	意見書	7. 職員の育成等 (1) 就労前研修の内容、時間はどのようになっているか (2) 就労後の職場内研修、中原図書館・「教育委員会」等職場外研修の内容、時間はどのようになっているか (3) 司書等有資格者名簿及び司書率はどのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
73	意見書	8. 職員の待遇、労働条件等 (1) 各職員の勤務年・月はどのようになっているか（指定を受けてからの勤務実績） (2) 職員の勤務時間、有給休暇等、給与はどのようになっているか (3) 健康診断の実態が実施されているか、また、どのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
74	意見書	9. 備品等の確認 (1) 備品の破損等について、「教育委員会」と指定管理者との協定ではどの様になっているか (2) 図書、CD等の図書館資料の不明、汚損・破損について、協定ではどのようないなっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
75	意見書	10. 利用者の安全管理 (1) 利用者の安全管理について、「教育委員会」と指定管理者との協定ではどのようになっているか (2) 利用者の個人情報、とりわけ「読書の秘密」に関する個人情報は守られているか（註）(P114)	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
76	意見書	11. 指定管理者制度適用の解除 指定管理者を変更することが可能な条件はどのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
77	意見書	「(案)に関する全般についてのご意見」 ●手続きの問題 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」が事前に教育委員会および議会で審議される前に、社会教育委員会議で諮問されなかったのはなぜでしょうか？社会教育法第17条で、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することとありますが、パブコメの時点で共有されている状況では、助言をすることはままなりません。	奥平 亨	質問	今回の件に関しては「今後の市民館・図書館のあり方」で目指す方向性を示したうえで、その実現に向けての市の管理運営体制についてのものです。社会教育委員会等に報告し御意見をいただく際にも、行政としての一定の意思決定を行った案を示さずお諮りすることはありません。
78	意見書	また、同案が1月25日に教育委員会で審議された際、非公開にて審議された理由はなぜでしょうか？小田島教育長によれば「公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがある」とのことですが、公開することが不公正、不適正になる理由は個人的には想定しかねます。むしろ逆ではないかと。	奥平 亨	質問	「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、意思決定過程にあるもので、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条3号「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項（指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を適用し、教育委員会での了承を経て、非公開としたものです。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
79	意見書	「地方教育行政改革の根本方針として（中略）、住民の意思の公正な反映（中略）は、現行の地教行法のもとにおいても基本的には変わらない（後略）」（2019年4月衆議院文部科学委員会での柴山文部科学大臣答弁）ということは尊重されるべきと考えます。	奥平亨	意見	御意見として承ります。
80	意見書	●職員の声 職員の負担を重ねて指摘していますが、職員の具体的な声、アンケート等は行っているのでしょうか？社会教育の実施を負担に感じていると多数の職員が表明しているのでしょうか？	奥平亨	質問	本案の策定に当たっては現場の知見を活用するため、現場の館長会議や、その下の係長の会議体の中で十分議論を行い、必要に応じて職員の意見ヒアリングを行うなど、現場の意見を丁寧にふまえて検討してきたところです。新たな取組やニーズへの対応に際して、現行のローテーション等の勤務形態の中において、現状の業務に付加される業務については対応が難しいという意見はでております。
81	意見書	●ハブとしての市民館 川崎市は7行政区にそれぞれ市民館・図書館を配置していますが、各館は20～30万人の人口を担当することになり、市民一人一人の生涯にわたる学びを保障するための、細やかな施策の実施はほぼ不可能と考えます。このために、社会教育委員会議の研究報告の中で、地域の学校や、こども文化センター・老人いこいの家などの福祉施設との連携協力をする拠点としての役割の必要性をたびたび言及してきましたが、市民館が指定管理者となる場合は、民間の組織であるため管轄の異なる機関の連絡調整の役割を期待することは難しいのではないのでしょうか？	奥平亨	質問	今後、指定管理者制度が導入されても市民館・図書館は市の施設であります。指定管理館においても、モニタリングを所管する部署を通じて、管轄の異なる機関の連絡調整も可能であると考えます。
82	意見書	川崎では社会教育行政をどのような制度設計で行おうとしているのか、が明らかにされるべきだと思います。ここでも他市の例に学ぶということであれば、現状では多数派である「指定管理を導入していない行政」がどのような社会教育体制を敷いているのか、まずその調査研究を行うことが先決だと考えます。	奥平亨	意見	現在も他都市とは指定都市の連絡会議や、様々な機会を通じ情報共有や意見交換を行っているところでございます。直営における好事例、手法、体制についても、そういった機会を通じ情報交換を行っています。
83	意見書	「川崎市民館・労働会館管理運営計画」については、「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」に比して、より具体的な内容に踏み込んでいると考えられた。P36まではこれまでの取り組み例などがまとめられている。	奥平亨	意見	「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」についてもこれまでの取組につき検討してきたところでございますが、今後さらに事例検討を継続してまいります。
84	意見書	労働会館についてはすでに2018年より指定管理となっていることがあるが、その目的として「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」にはない「経費の削減を図ることを目的として」（P37）が明記されている。	奥平亨	意見	市民館・図書館については、現行のサービスを維持しつつ、新たなニーズに対して、今後求められる「学びと活動を通じたつながりづくり」という役割を果たすための体制作りとして、マンパワーを補完し、新たな市民ニーズに対応することを目的としており、「経費の削減を図ることを主目的としておりませんが行政事業のすべての業務において効率性を追及するのは当然のことと認識しております。
85	意見書	「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」に対するものと同様の指摘となるが、「指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身につける必要がある」（P38）、ということについて、モニタリング、マネジメント、という言葉だけでは具体的になく、説明が不足していると考えられる。	奥平亨	意見	モニタリングは、指定管理者制度では一般的に使用される用語で、館が適正に運営されているか状況把握を行うための管理・監督であり、これにより公共性を保つためのチェックをしっかりと行っていきます。また、マネジメントも一般的な用語ではありますが、説明の不足等については御意見として承ります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
86	意見書	「モニタリングはだれがどうやるのか？」と一体化して検討されるべきですが、利用者によるモニタリングのことは一切触れられていませんが、利用者のための改善であるなら、なぜその当事者による評価制度がないのでしょうか？続く箇所、利用者懇談会（新設）／専門部会（継続）／民間活用事業者選定評価委員会（新設）が予定されている（P41）が、懇談ではなくて評価が必要なのではないか。	奥平亨	質問	モニタリングは、指定管理館が適正に運営されているか状況把握を行うための管理・監督であり、市及び教育委員会等が行うものです。一方、評価や適正に運営されているかの判断の際に、利用者懇談会の意見を参考にさせていただきます。
87	意見書	利用者懇談会は懇談であり、評価はなされるのか？議事録は公開されるのか？	奥平亨	質問	利用者懇談会の形態については今後検討してまいります。利用者の様々な意見を交換できる会にできればと考えています。指定管理館の運営に当たっては、利用者アンケートや利用者懇談会からの利用者の声を参考にさせていただきます。また、議事録につきましては、情報公開条例に基づき適切に対応してまいります。
88	意見書	専門部会のメンバー構成についてはこれまでと同様なのか、また、専門部会には指定管理運営自体を評価する仕組みは取り入れられるのか、社会教育委員との活動承認の流れは変わらないのか。	奥平亨	質問	専門部会のメンバー構成についてはこれまでと同様と考えております。指定管理者の運営の評価につきましては、民間活用事業者選定評価委員会で行います。社会教育委員による専門部会の活動承認の流れについては今後、検討してまいります。
89	意見書	民間活用事業者選定評価委員会についての評価項目と内容、評価結果の公開方針などについてを問いたい。	奥平亨	質問	指定管理者の選定審査は、学識経験者等からなる民間活用事業者選定評価委員会において、募集要項及び仕様書等に基づき提出された事業計画等を踏まえた提案等により審査を行います。審査方法や審査の視点、審査の基準等につきましては、選定委員会において定め、総合点数方式により採点の上、指定管理予定者を選定し、結果につきましてはホームページにて公開してまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
90	意見書	また指定管理は講座の設計から館の運営を一体化して委託し、それは仕様書によって定められると認識しますが、「マネジメント」とはそのどの部分を指しているのかがはっきりしません。仕様書の書き方を言っているのか。	奥平亨	質問	マネジメントは市が仕様書に基づき、社会教育振興事業を含めた館の運営全般を適正に行っているかを管理監督（マネジメント）することです。
91	意見書	災害対策（P38）については、具体的に川崎市市民ミュージアムの例をあげておきたい。川崎市市民ミュージアムでは結果的に災害の対策がなされてなかったことがあり、また、その後復館にあたっては指定管理を止めて改めて市行政の下で運営がなされることが決定している。災害対策について十分でなかったことが指定管理と関係があったのかなかったのか（仕様書に含まれていなかったのか）、について聞きたい。指定管理業者の責任は免責されるのか。このことは今回の市民館・図書館の指定管理導入に際して触れられないのには違和感がある。	奥平亨	質問	市民ミュージアムでは市と指定管理者による基本協定書に基づき防災に関する計画等を策定し、利用者の安全対策、浸水対策等をおこなっていました。検証報告書においても指定管理者の不備等についての指摘はありませんでした。館の災害対応については協定書や仕様の中で検討してまいります。また、避難所保管施設や帰宅困難者用の施設になっている場合は、仕様書のなかで、その対応についても行わせることになりますし、その際の館の開放等についても記載をします。
92	意見書	また教育文化会館の取り組んできた豊かな地域性、地域教育会議などとの連携事業については、この中に記述がある（「地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成」（P40））。このことは引き続き継続してほしい。地域に密着した団体が指定管理を請け負うことについてはぜひ検討をしていただきたい。逆に地域に縁のない指定管理業者が選ばれるようなことがあった場合はこの一文との整合性について十分な説明が必要であると考えます。	奥平亨	意見	地域教育会議などとの連携事業については、指定管理者だけでなく行政が主体となって引き続き行ってまいります。指定管理事業者は民間活用事業者選定評価委員会でプロポーザル方式により決定してまいりますので、必ずしも地元事業者になるとは限りませんが、評価のポイントとして検討してまいります。また、新施設については、地域住民の採用や、その後の研修などを通じて地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成するよう努めてまいります。
93	意見書	2023年度に行われるとされている条例制定、指定管理者募集選定（P43）に関して、パブコメ、または決定のプロセスについて市民にどのような公開がなされるのか。また、社会教育委員はどのように関わっていけるのか確認をしたい。今回、社会教育委員には事前の諮問等はなくパブコメの時点で共有されたが、社会教育法第17条で、社会教育に関し教育委員会に助言をするため、「社会教育に関する諸計画を立案すること」と定められていることを満たしていないのではないかの疑念がある。次回はどのような予定なのかを確認したい。	奥平亨	質問	条例制定などにおいてはパブコメは現在のところ行う予定はございませんが、内部手続きを経た上で適切な時期に社会教育委員会議の皆様へ御報告し、御意見を伺いたいと考えております。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
94	意見書	<p>●メリットデメリットについて</p> <p>市民館指定管理導入のメリットとして「(前略) 資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保し(中略)、・・・(現状は、異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)」(P17)、同様に、図書館指定管理導入のメリットとして「(前略) 資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保し(中略)、・・・(現状は、異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)」(P23)とありますが、</p> <p>1) 業務上専門性が必要であると認識しているのであれば希望者にとどめず、業務指示として派遣するべきだと思う</p> <p>2) それをしないまま、これを正すために指定管理を導入するというのは飛躍がある。導入ありきと言われても仕方がないように思える。</p>	奥平亨	質問	<p>1) 川崎市においては専門職採用をしておらず、市の人事施策として必要な人材を配置しているところでございます。異動等で新しく職員になった者については、社会教育施設職員研修や現場のOJTを通して、職員の人材育成を進めているところでございます。</p> <p>2) 市民館・図書館において現状の直営+業務委託方式、業務委託方式の拡充、指定管理者制度の導入の3つの方式を公共性の担保や人員体制等で比較検討を行い、メリット・デメリットを検証し、資格取得者等の向上のみではなく、全体として比較検討を行い、現状では指定管理者制度の導入が、市民サービスの向上に適していると考え、指定管理者制度の導入を進めているところでございます。</p>
95	意見書	<p>過去においても幸市民館における人権講座に幸区長の意向が反映されたこと、昨年の多摩市民館平和人権講座において市民委員推薦の講師に反対意見が出されたことなどから、補助執行における問題?と思える事態が生じています。</p> <p>(これは指定管理の問題というより補助執行の問題であって、すなわち、教育委員会は首長からの独立性が必要であるにもかかわらずこれに反しているように思えます)</p>	奥平亨	意見	<p>館の運営については区に事務委任を行っており、社会教育振興事業については区に補助執行をいただいています。御指摘の事案につきましては補助執行のみに関わる問題ではない部分もございますが、事務委任・補助執行にあり方にそれにつきましては、今後の管理運営の考え方と関わりが深い部分でございますので引き続き併せて検討を進めて参ります</p>
96	意見書	<p>●指定管理者のデメリット</p> <p>人員体制(公共性の担保)において「最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる」(P18)とありますが、このことは、直営の現状でもすでに生じている課題です。これが直営でもできないのに、民間の業者が教育委員会と区行政の双方と調整をつけることが可能なのでしょうか?(そもそも調整があるということ自体が問題だと思いますが)。</p>	奥平亨	質問	<p>これまでも庁内関係部局との調整については、それぞれの事案に応じて図っているところであります。市民館や図書館に指定管理者制度を導入しても、教育委員会としては、指定管理者のみに調整を任せるのではなく、主体的に調整を図ることで対応を図ってまいります。</p>
97	意見書	<p>指定管理の業者が他都市での経験・知見したことを導入できるという指摘も、なぜそれが行政側にできないのかの説明がないので不可解です。他自治体の例として様々な「効果」が挙げられています(同P27~)が、これは管理運営のアイデアの羅列にすぎません。たとえばオープンスペースの活用、Wi-Fi整備などの事例があるが、民間活用の目的がこれだとするとあまりに浅薄です。</p>	奥平亨	質問	<p>市民ニーズの広がりや多様化に対応するためには、これまでの人員配置では難しい面もあり、限られた人員のなかでどのように対応していくかを検討する必要があると考えております。民間の知見を活用し、従来のサービスを底上げするとともに、アウトリーチやコミュニティ拠点としての機能拡充などの新たな取組を行うに際し、職員が企画等に注力できるような体制づくりができるようになると考えています。「あり方」で把握した多様な市民ニーズの実現に向け、これまでのサービスにとどまらない展開を行うことができるようになると考えています。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
98	意見書	行政における（人的）リソースの不足の現状においても、なぜ民間であれば同じかそれ以下のコストでリソースが確保できると考えられるのかがわかりません。民間の低賃金による労働の搾取を公的な施設が生み出すのかという懸念があります。	奥平亨	質問	指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬下限額を下回ることはないことをチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。
99	意見書	またここでは社会教育をコストで計測しようとする姿勢が反映されていると思います。しかしその一方で、本案の中には、一言も「経費の削減」という表現が直接的にはないことも、かえって不可解だと思いました。	奥平亨	質問	今回の検討は、社会教育施設のサービス拡充のための議論であると認識しています。職員が担っていた部分を単純に民間に任せコスト削減を図るというよりも、広がっていく市民サービスを的確に実施するために、どのようにその部分を担うかということで検討しているため、単純なコスト削減のための民間活用だということではありません。一方、行政事業のすべての業務において経費を含め効率性を追及するのは当然のことと認識しております。
100	意見書	リソース不足の中で、なぜ運営はできないのに、「マネジメント」であれば”新たに”できると考えているのか、の説明がほしいと思います。そもそもマネジメントとは何を指すのか、仕様書のことなのでしょうか。	奥平亨	質問	マネジメントとは、仕様書に基づき社会教育振興事業を含めた館の運営全般を適切に行うよう管理監督する事です。館の運営全般をどのように行うか、という管理監督と、その内容に基づき実際に館運営を行う事は、必要とする人工が異なってきます。
101	意見書	●第三者評価の仕組みの不在 本案には利用者による第三者評価の仕組みの記載がありませんでした。利用者のための改善であるなら、その結果を評価するのは利用者であるべきです。 図書館については、直営館が、指定管理館をモニタリングするということになっていますが、モニタリングするのは市民の代表であるべきで、行政が指定管理の業者をモニタリングするとなると、行政側と指定管理者との癒着やなれ合いが生じることを危惧します。	奥平亨	質問	指定管理館のモニタリングについては市の施設である責任において市がしっかりと行って行く必要があります。利用者の意見については、指定管理館が適正に運営されているかの判断の際に、参考にさせていただきます。
102	第1回会議	指定管理者制度導入の効果について、概要版にあるこの内容が、なぜ行政でできないのか。「指定管理者制度を導入したからこうなる」ということではないと私は読めた。オープンスペースを利用した施設利用の促進なら、今やればよいし、ICTを活用した情報発信も行政ができないわけではないと感じる。これらは指定管理による効果であるということではないと考える。 川崎市民館・労働会館の管理運営計画について、すでに指定管理者制度が導入されている労働会館の記載として「経費の削減を図ることを目的として、運営管理をしていく」とあるが、これまでは経費についての記載がなかったと思うので、特殊な例と感じた。 また、運営収支にある「利用料金収入の向上」とあるが、これは値上げなのか、と読み取れると感じた。個人的には市民館・図書館が社会教育施設として非常に重要な施設であると考え、多くの方に利用してもらい環境作りとしては、値上げによる運営は難しくなる可能性があると考えている。 行政が運営したままで値上げすることも、条例を変える等必要になるのか分からないが、運営をするうえでの予算上の問題で、受益者負担という考え方は指定管理でなくても可能だと思うので、それぞれの論点について、指定管理でなければならないことではないと読み取れた。その点もぜひ留意いただきたい。 さらに、管理運営主体に求めるものとして、「地域の特性や実情に精通した専門性の高い人材の確保」について、地域に根ざした社会教育施設としては非常に重要なことであると考えてるので、仕様書にしっかりと盛り込まれていくものと思う。他都市の状況は調べればよいが、地域や地元に関することは、その地域の人がよく知っており、貢献できることもあると思う。地域性を失わない形での運営が重要であると考えている。	奥平亨	質問	指定管理者制度導入による想定効果については、本編に、より詳しく他都市の事例を踏まえたイメージを記載しているので、後ほどご覧いただければと思う。 ご指摘の通り、限りある資源をうまく活用しながら、どうしたら実現できるかという視点に立っているものなので、直営では絶対にできないというものではないと言える。 しかし、うまく民間のノウハウを活用しながら、今、行政が持ち得る資源の中で実現をしていきたいということで、考えているものである。 料金については、条例で上限額を決めているもので、指定管理者制度を導入することで値上げするということはない。社会状況の変動に鑑みて他の施設と同様に市全体として検討して値上げするところがあるかもしれないが、単純に収支構造を上げるために料金を上げるということはない。 市民館でいただくのはあくまでも実費のもので、ここで収入が大きく改善するとは想定していない。 ただし、現在の館の利用率が50%に留まるので、利用率が上がればより多くの方に利用していただき、さらに料金収入も上がるのではないかと考える。 地域性の部分について、非常に重要なお指摘をいただいた。大事にしてほしい部分等を委員の皆様しっかりとヒアリングして、しっかりと受け止めながら、指定管理者制度の活用を検討するため、これからも皆様のご意見をいただきたいと思う。
103	意見書	「市民館・図書館の管理・運営の考え方」（案）について P5（2）3行目 「ICT活用による情報発信やアウトリーチによる…」 ⇒ICT・アウトリーチという単語、分かりづらいのでカッコ書きで注釈があるとよいと思いました。	河村麻莉子	要望	専門用語に対する注釈については、出来る限りわかりやすく表記するよう対応してまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
104	意見書	P7 (4) 5行目～ 「まちづくりや地域福祉などの区役所の各部門と連携した人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制を構築します。」 ⇒意味が取りづらいと感じました。人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートとは具体的に何を指しますか？	河村麻莉子	質問	本市ではこれまで「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」といった地域の力を活性化させる人づくり・まちづくりを進める行政施策を進めています。その実現に向けて各区役所では人と人とのつながりを作る事業を行っているところ。そういった中で、生涯学習分野においては、これまで館の中で生涯学習事業を展開してきました。これからは、館ではなく、区役所が実施している地域に対する事業と生涯学習事業が連携しながら、人と人とのつながりがより円滑になるよう必要な人員を配置して、地域の力を育むこととしています。
105	意見書	P18 指定管理者のデメリット（課題）（P23 指定管理者のデメリット（課題）3行目～）のところ 「公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある」 ⇒「しっかりと」とありますが、具体的にどのようなチェックを想定するのか？ 「市と一緒に研修や勉強会を行うことで…」 ⇒主体はどちらなのか？仕様書等に入れるイメージなのか？ 「ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引き続き市が関係性を持っていく必要がある」 ⇒関係づくりとは何を指しているのか？業務に入っていないと難しいと感じるが、指定管理者の業務に入れるのか？ ※こちらは23ページの「図書館における検討」でも同じ表記があります。	河村麻莉子	質問	・「公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある」 ⇒公共性の担保につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、チェック機能についても検討していきます。 ・「市と一緒に研修や勉強会を行うことで…」 ⇒市が主体となって実施する研修などに指定管理事業者職員も出席するような体制を検討しています。仕様書に入れるかは今後検討ですが、指定管理事業者が市主催の研修などを受けないような状況にならないようにしていきます。 ・「ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引き続き市が関係性を持っていく必要がある」 ⇒これまで育てて来たボランティアや市民団体との信頼関係を指定管理者制度導入によって損なわないように、指定管理者には地域とのつながりを積極的にもつことを指示するとともに、地域と指定管理事業者との間に市も入ることで良好で円滑な関係性を構築していきたいと考えています。
106	意見書	P22 ②「業務委託の拡充」での実施 10行目～ 「作業やイベント時の人工等として活用でき、市職員の負担が減る。」 ⇒「人工等」とは？	河村麻莉子	質問	「人工等」につきましては、業務委託事業者の人員（職員・スタッフ）のことです。つまり、委託事業者の人員が多くなることで市の職員の手をかせずにイベントなどを実施し、負担が減ることを意味しています。
107	意見書	P22 ③「指定管理者制度」での実施 6行目 「市職員は企画、マネジメントや新たな取組等への対応ができる。」 ⇒現状市職員が行っている「読書普及事業やイベント等についての企画」と、ここでいう「企画」は別のものなのか？	河村麻莉子	質問	「企画」につきましては、現状行っているものと同じではありますが、その内容をより充実させることができることと考えています。
108	意見書	P23 6行目～ 「指定管理者に一定の裁量を持たせ…」 ⇒具体的にどのようなことを想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理者への一定の裁量につきましては、市が制限をかけてしまいますと行政ではなかなか対応できない民間も企画力や創造力、豊富なアイデアが有効に発揮できないと考えています。そのため、市が全てを指示するような仕様にするのではなく、市が求める水準や目的などは明確にしながら、指定管理事業者が自由な発想の中でより利用者ニーズに応えられる事業展開がなされるものと考えています。具体的にはP27以降に他都市の事例を紹介していますので、参照いただければと思います。
109	意見書	P23 11行目～ 「他都市で効果のあった取組や展示棟、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。」 ⇒指定管理の事業者として、他都市での実績を持つ事業者を想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理の事業者につきましては、公募による事業者選定になりますので、募集してみないとどういった業者が応募するかは分かりません。しかし、応募してきた事業者を選定する中で他都市での実績は評価する部分につながると考えています。他都市での実績やノウハウを持っている事業者である場合より良い提案をいただける可能性があると考えています。
110	意見書	P28 ②他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実 「指定管理者が他自治体で運営する公民館や複合施設での経験や実績を参考に、」 ⇒指定管理の事業者として、他都市での実績を持つ事業者を想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理の事業者につきましては、公募による事業者選定になりますので、募集してみないとどういった業者が応募するかは分かりません。しかし、応募してきた事業者を選定する中で他都市での実績は評価する部分につながると考えています。他都市での実績やノウハウを持っている事業者である場合より良い提案をいただける可能性があると考えています。
111	意見書	P29 ③未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進 「休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用…」 ⇒P21 現状の人員体制を見るとかなり厳しい様子。休日や夜間に人を配置することが現状では難しそう。指定管理にすることでできるようになるのか？	河村麻莉子	質問	休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用につきましては、現状の職員体制では困難なため実施がなかなか難しい状況です。一方で指定管理事業者が企画提案の中で民間の経営力を発揮し、利用者の獲得を目標として人員の確保等を行い柔軟な配置を行いながら実現することは、他都市事例を見る限り可能だと考えています。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
112	意見書	P30 ④ICTを活用した積極的な情報発信 ⇒ICTとは具体的に、LINEやtwitter、メルマガなどのこと？ ICTの意味が取りづらいので例示されているとよい。	河村麻莉子	質問	ICTにつきましては、お見込みのとおり、SNSやメルマガ等の活用を意味しています。 専門用語に対する注釈については、出来る限りわかりやすく表記するよう対応していきます。
113	意見書	P31 【多様な市民ニーズに対応した学びの支援】 4行目 「市職員が積極的に地域に出ていくことが可能になり、」 ⇒具体的な市職員の役割や業務はどのようなことを想定しているのか？ 出前授業や講師派遣、地域イベントへの出店が市職員の業務になる？	河村麻莉子	質問	市職員の役割や業務につきましては、お見込みのとおり、地域の活性化につながる出前授業や講師派遣、地域イベントへの出店などの現状実施していない事業等を展開していきたいと考えています。
114	意見書	P34 ⑦新しい生活様式に対応したICTを活用した学びの提供 ⇒ICTとは具体的には、Zoomなどのこと？ ICTの意味が取りづらいので例示されているとよい。	河村麻莉子	質問	ICTにつきましては、お見込みのとおり、ZOOM等の活用を意味しています。 専門用語に対する注釈については、出来る限りわかりやすく表記するよう対応していきます。
115	意見書	P35 【多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり】 2行目 「指定管理者と連携しながら、引き続き市民が参画する市民館サポートボランティアを養成・育成するとともに・・・」 ⇒主体は川崎市？養成講座等を実施？コーディネートとは具体的にどのようなことなのか？	河村麻莉子	質問	市民館サポートボランティアの養成・育成につきましては、引き続き、市が主体となって実施していきますが、運営については指定管理者から民間ノウハウを提供してもらいながら実施してまいります。コーディネートとはボランティアや団体同士をつなげたり、必要な市民を紹介するなどの取組を想定しています。
116	意見書	P41 ④図書館未利用者を含めたあらゆる世代に向けた戦略的な情報発信 2行目～ 「プッシュ型の情報発信」 ⇒具体的には公式LINE等を想定？「プッシュ型の情報発信」の意味が取りづらい。	河村麻莉子	質問	「プッシュ型の情報発信」につきましては、利用者からの希望によるものではなく、指定管理者から積極的にSNSやメールマガジン等によってイベントなどの情報を効果的に広報することで、来館者数の増加などを期待しているところです。公式LINEなどもその1つだと考えています。
117	意見書	P42 ⑤他自治体でのノウハウやボランティア等との連携に基づく自主事業の推進 「指定管理者が他都市で運営する図書館での経験や実績を参考に」 ⇒指定管理の事業者として、他都市での実績を持つ事業者を想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理の事業者につきましては、公募による事業者選定になりますので、募集してみないとどういった業者が応募するかは分かりません。しかし、応募してきた事業者を選定する中で他都市での実績は評価する部分につながると考えています。他都市での実績やノウハウを持っている事業者である場合より良い提案をいただける可能性があると考えています。
118	意見書	P43 【多様な利用ニーズに対応した読書支援】 <まちに飛び出す> ⇒P8にあるような現状の取り組み「地域団体等への団体貸出制度」も入れてよいのではないのか？図書館の本を地域の店舗や医院などにある絵本コーナーに貸し出す取り組み（選書アドバイス含む）などがあるとよい、と感じた。	河村麻莉子	質問	「地域団体等への団体貸出制度」につきましては、お見込みのとおり、内容的には【多様な利用ニーズに対応した読書支援】の項目に該当するものと考えます。しかし、本章は「指定管理者制度導入の効果」としており、指定管理者制度を導入した場合に新たに得られる効果を記載している項目になります。「地域団体等への団体貸出制度」はすでに実施している事業となっておりますので、本章の趣旨とは異なることから記載しないこととしています。 一方で、いただいたご意見は「地域団体等への団体貸出制度」に対する要望として、今後対応の検討していきたいと考えています。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
119	意見書	P44【地域や市民に役立つ図書館づくり】<地域の“チカラ”を育む> ⑧の文章全体の意味が捉えづらいつ感じた。 指定管理事業者からの提案・実施があればプラスで評価する、というものなのか、提案・実施が必須というものなのか。	河村麻莉子	質問	指定管理事業者からの提案・実施につきましては、利用者ニーズの把握や図書館未利用者に対するアプローチ手法等を指定管理者が提案・実施させることを想定しており、有効な提案であればプラス評価いたします。
120	意見書	P45 ⑨効率的・効果的なレファレンスの推進 「市職員の図書館司書と密接に連携しながら…」 ⇒連携・共有の仕方がイメージしづらく。市職員の図書館司書が研修などを行い質を高めていくということなのか？	河村麻莉子	質問	直営館である親館の司書と指定管理館の司書が連携し、利用者のレファレンスに対応できる体制を構築することを想定しています。またそれでも対応できないものについては中原図書館の資料選定係が対応いたします。 研修や勉強会につきましては、市職員と指定管理事業者職員が同一の質を担保でき、同じ考えを持てるよう、市職員と指定管理事業者職員の両者が出席する市が主催する研修や勉強会を実施します。仕様書に入れるかは今後検討ですが、指定管理事業者が市主催の研修などを受けられないような状況にならないようにしていきます。
121	意見書	P46 5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって ※全体的に「しっかりと」の記述が多く気になる。「しっかりと」の代わりに具体的な取り組みが書かれているとよいと感じた。 5行目～ 「市がしっかりとマネジメントを行い」 ⇒マネジメントとは何を想定しているのか？ 12行目～ 「市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い」 ⇒マネジメント、モニタリングとは何を想定しているのか？ 19行目～ 「指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。」 ⇒概念だけでは関係構築は難しい。具体的に何をするのか？仕様書に入れたほうがよい。	河村麻莉子	質問	・「市がしっかりとマネジメントを行い」 ⇒マネジメントにつきましては、社会教育振興事業に対して、市が指定管理事業者に丸投げせず、市として公共性を担保するよう管理監督することを想定しています。 ・「市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い」 ⇒マネジメント、モニタリングにつきましては、施設運営に対して、市が指定管理事業者に丸投げせず、市として事業内容の蓄積や、施設の安定性確保ができるよう管理監督することを想定しています。 ・「指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。」 ⇒関係構築の手法につきましては、指定管理者制度導入当初は、指定管理者と地域団体等との引き合わせを市が積極的に行っていきます。また、運営が慣れた際には、指定管理者としても地域との積極的な関わりを持てるよう市が仲介をしながら、地域団体等との関わりを持てるようにしたいと考えています。仕様書にも地域との関わりを積極的に持ってもらえるような記載を検討したいと考えています。
122	意見書	P47 12行～「市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。」 ⇒どのように？ 14行～「指定管理者に対してしっかりと指導を行う必要があります。」 ⇒どのように？	河村麻莉子	質問	・市職員の人材育成につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、研修内容の充実についても検討してまいります。 ・指定管理者に対する指導につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、モニタリング手法についても検討してまいります。
123	意見書	全般 ◎指定管理になった場合の、市職員の所属や役割はどのようになるのか？イメージしづらいという印象があります。明確化することができれば。 ◎指定管理にするのがよい、という結論については、動かすことのできない決定事項なのでしょうか？	河村麻莉子	質問	・市職員の所属や役割につきましては、現行の市民館においては区役所の生涯学習支援課が館の運営を行っており、指定管理者が館の運営を行う際には、生涯学習支援部門が区役所に残り、指定管理者のモニタリングを行いながら、新たな取組を企画調整していくことを想定しています。イメージとしてはP4 8の図にあるとおりです。図書館においては直営館が指定管理館のモニタリングを行いながら、新たな取組を企画調整していくことを想定しています。イメージとしては5 6 Pの図にあるとおりです。組織体制等の詳細については今後検討してまいります。 ・指定管理者制度導入につきましては、館の管理運営事項でございます。教育委員会の政策決定事項となっておりますので、導入の方向性で調整を進めています。社会教育委員の皆様には導入した際のアドバイスや取組についてお伺いしているものです。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
124	第1回会議	<p>すでに進み始めている施策に対して、社会教育会議としては、実効性のある意見をまとめていくことが重要であるとする。</p> <p>先ほど和田委員からも視察調査について質問があったが、同じ政令市の千葉市の場合、公民館には市の外郭的な団体が指定管理になっている。川崎市の場合は、市や教育委員会の外郭的な団体による指定管理を想定しているのか、またそのような団体があるのかどうか聞きたい。</p> <p>次に、直営・業務委託・指定管理それぞれにメリットデメリットがあり、すでに検討が始まっているということだが、市の責任の所在が非常に重要な観点になってくる。資料1の20ページに同様の質問があり、回答に「仕様書」とある一方、管理運営の考え方には「業務要求水準書」という言葉が出てくる。この二つの違いを教えてください。それぞれ誰が作成するもので、どのくらいの頻度と機会、指定管理者に対して提示していくことができるのかを伺いたい。</p> <p>最後に、市民や利用者の意見を定期的に反映させていくことが重要であるとする。そこで、資料2にある「審議会等」とは具体的に何を指すのか伺いたい。</p>	丹間康仁	質問	<p>市の出資法人として生涯学習財団という団体がある。生涯学習財団もいくつかの施設の指定管理者となっており、川崎市子ども夢パークもNPOとジョイントして運営している。</p> <p>仕様書を使うのは指定管理者の募集を行うときであり、教育委員会が、募集の際に使うものである。要求水準書は、仕様書を作る際に、例えば人員の配置やサービスの内容としてこんな事業をやってほしいなどといった、どこまでの水準を求めるのかを示すものである。</p> <p>これらの仕様に基づいて事業者が手を挙げ、提案書を提出してもらう。提案書の中身は精査をして、外部も入れた選定委員会を行う。最終的には教育委員会、市議会で承認をいただく。</p> <p>審議会とは、社会教育委員会や各市民館が持つ専門部会、図書館の専門部会を指している。</p>
125	意見書	<p>どちらも、プロセスを踏んで検討して頂いたと思う。</p>	中村香	意見	<p>引き続き適切な手続きを進めてまいります。</p>
126	意見書	<p>指定管理者選定プロセスも明らかにしてほしい。</p> <p>指定管理者選定委員には、労務、経理などとともに社会教育の知見も持つ人、市民委員も入れて欲しい。</p>	中村香	要望	<p>選定審査は、公募型提案方式により行い、学識経験者等からなる民間活用事業者選定評価委員会において、募集要項及び仕様書等に基づき提出された事業計画等を踏まえた提案等により審査を行います。選定委員会において審査方法及び審査の視点、審査の基準等を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理予定者を選定します。</p> <p>なお、直近の有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の選定に際しましては、佐谷 和江（株式会社 計画技術研究所 代表取締役 法政大学大学院兼任講師）、亀ヶ谷 純一（明治学院大学教養教育センター教授）、江口 進（江口進税理士事務所税理士）、高山 緑（慶應義塾大学 理工学部外国語・総合教育教室教授）、黒岩 亮子（日本女子大学人間社会学部准教授）の計5名の指定管理者選定評価委員会委員にて審査を行いました。社会教育の知見も持つ方はおられますが、市民委員は入っておりません。</p> <p>市民館・図書館におきましても社会教育の知見も持つ方の選任は考えておりますが、市民委員は難しいと考えております。</p>
127	意見書	<p>導入後の評価基準、頻度、評価者（評価委員会構成）も明らかにしてほしい。</p>	中村香	要望	<p>指定管理予定者の選定時と同様に、民間活用事業者選定評価委員会が、毎年、市の共通の評価シートにより評価を行い、ホームページにて公表しております。評価の基準につきましては、標準例ですが、原則として仕様書に示されている業務について、仕様書等とおりを「3」として5段階評価で行っております。主な項目は①総合的な運営状況②管理業務の実施状況③事業実施状況④収支状況などです。</p> <p>なお、有馬・野川生涯学習支援施設では上記の③事業実施状況の細目として、a施設利用提供、b生涯学習支援事業、c指導者ボランティアの育成、d活動団体との連携事業、e市民活動促進業務、f市民活動支援体制、g自主事業に関する事項、h広報活動を設定しております。</p>
128	意見書	<p>行政と指定管理者の連携のみならず、指定管理者同士、また市民との連携・協働の在り方も先に決めておいた方が良いのではないかと。</p>	中村香	質問	<p>指定管理者制度を導入する場合においても、令和3年3月に策定いたしました「今後の市民館・図書館のあり方」にてお示しておりますとおり、図書館においては「地域の中の多様な主体との協働・連携や地域資源を活用した読書普及に関する取組、他施設等との相互連携による取組を進める」こととし、市民館におきましては、「多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり」を目指し、「地域団体の育成・交流を促進する取組やボランティア・研究会・サークルをはじめ、企業や大学、NPO法人など多様な主体と協働・連携した取組を推進」してまいります。</p> <p>指定管理者同士、市民との協働のスキームについても今後より詳細に詰めてまいります。</p>
129	意見書	<p>ICT活用、アウトリーチには期待したい。</p>	中村香	意見	<p>「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、市民館事業におけるさまざまな場面においてICTの活用を図ってまいりたいと考えております。オンラインによる学級・講座等を実施するとともに、主体的な学びの活動をより一層促進するため、デジタル化した学習に役立つ教材・資料の提供などの取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
130	意見書	<p>ニーズの変化に対応することも大事だが、シーズを撒き、ニーズを生み出すことも大事。また、ニーズをどう把握するのか。</p>	中村香	質問	<p>市民の自発的・主体的な社会教育活動の創発には、地道な種まきとその土壌となる環境づくりが必要であると思います。市民館・図書館は、その担い手となることに留意して事業実施・管理運営を行う必要があると考えております。</p> <p>市民意見等につきましては、これまでも、本市における社会教育の推進にあたっては社会教育委員会議から、市民館における各種事業の企画実施や図書館の運営などに関しては、各市民館・図書館専門部会から、ご意見をいただきながら円滑な運営に努めてきています。また、「今後の市民館・図書館のあり方」におきましては、市民からの意見を伺うしくみとして、ワークショップやアンケートによる多くの市民意見聴取に努めてきました。今後の取組の推進にあたりましては、引き続き社会教育委員会議等を通じた専門的な意見に加え、（仮称）利用者懇談会などを実施しながら、利用者や関係団体をはじめとするさまざまな主体との対話を基本とした事業推進に努めてまいりたいと考えております。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
131	意見書	業務の水準(p.3)を、誰がどう作りどう評価するのか。	中村香	質問	施設職員の知見が重要であると考えておりますので、施設職員と事務局職員により作業を行い、必要に応じて関係者・関係団体等からご意見等も伺いながら、業務要求水準や仕様書等を作成してまいりたいと考えております。
132	意見書	サービスを受けるという事は、自治能力を失うことにもなる。そのバランスをどう考えるのか。	中村香	質問	サービスは一方向的に行政が提供するものだけではなく、市民が自発的・主体的な活動等の自治を行うことのできるように環境整備・活動支援等をしていくこともサービスと考えております。
133	意見書	専門性の一つの基準として社会教育士がある。横浜市唯一の社会教育施設「社会教育コーナー」や、小金井市公民館貫井北公民館はNPOが担っており、責任者は社会教育士を取得している。	中村香	意見	市民館の職員の専門性につきましては、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための研修事業を行うなど、計画的・体系的な人材育成に努めてまいります。 社会教育主事や社会教育士の資格取得者の確保についても、今後指定管理事業者へ求めてまいりたいと考えております。
134	意見書	「行政と一緒に研修や勉強会を行う」とのことだが、頻度や内容を明確にしないと、単なる連絡会になる危惧がある。各館の指定管理者同士の連携や勉強会も開催した方が良い。	中村香	意見	指定管理者制度導入後においては、市民館・図書館において、知識の継続をはかるためには市と指定管理者が一緒になって研修や勉強会を行うことが必要であると考えております。また現在も館長会議や係長会議等、職位ごとの職員が集まって課題や事業等を話し合う会議を行っておりますので、そういったスキームを引き続き継続するとともに、いただいた御意見を参考にしながら、今後の運営について検討を行いたいと思います。
135	意見書	公共性を保つためのチェックとは具体的にどのようなものか、明確にし、公開してほしい。	中村香	要望	指定管理施設のモニタリングにつきましては、川崎市として、指定管理者自身が行うセルフモニタリングや毎月・四半期・年度ごとに行っている事業報告等を適宜確認するとともに、必要に応じて現地視察を行うなど、丁寧に実施することとしております。また、事業の実施にあたっては、必ず行政がチェックを行うとともに、公共として必要な事業は確実に実施していくような体制を構築してまいります。
136	意見書	安定的な運営を考えると大手企業が入りやすいが、地元で長年にわたり地域活動を行ってきたNPOや地元企業なども応募できる仕組みを考えてもらいたい。	中村香	要望	地域のNPO法人や地元企業等の参入についても念頭におきながら、要件等の検討を進めてまいりたいと思います。
137	意見書	「検討します」と書かれている所は、いつまでに誰が検討するのかを明確にしてほしい。その際に、利用者等の意見も反映する方法で検討してもらいたい。 ・減免措置、利用申請など。 ・「教育文化会館及び労働会館における取り扱いを基本」とする場合、どちらが優先されるのか。	中村香	質問	検討の内容にもよりますが、指定管理者制度を導入する際には、条例の改正までに確定するものなどございますが、遅くとも募集開始までには確定できるよう検討いたします。 教育文化会館と労働会館のどちらの取り扱いを基本とするのかを含め、料金や減免措置については条例策定まで、利用申請手法については仕様書策定までには考え方を整理します。 市民意見、利用者意見につきましては、これまでたくさんのご意見ご要望をいただいておりますので、その一つ一つの思いを大切にしながら検討させていただきたいと考えております。
138	意見書	停電対策の太陽光発電設備ということは、建物の上に設置するのか？ 下だと使えなくなる可能性が高い。	中村香	質問	施設設備の設計等につきましては、その効率性や安全性、耐久性なども含め、本市の施設工事の管理を所管する「まちづくり局」や専門の設計事業者等と協議を行いながら進めてまいりますが、太陽光発電については屋上に設置する予定です。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
139	意見書	<p>管理運営体制の組織と事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館長はどの立場の人か。 ・事業担当は、労働会館と市民館としての両方の担当者が必要ではないか。 ・新施設の役職・担当が、行政職員なのか、指定管理なのか解り難い。 	中村香	質問	<p>川崎市における指定管理者制度の導入手法といたしましては、「管理運営体制の組織と事業内容」は、基本的には、業務要求水準や仕様書に基づき適切な管理運営を行えるよう、事業者が提案するものとしています。ご意見を踏まえ、適切な管理運営体制の提案をいただけるように留意してまいります。</p> <p>指定管理施設の館長は指定管理者職員になります。また新施設の職員は全て指定管理者の職員でございます。</p>
140	意見書	<p>民間活用事業者選定評価委員会に、社会教育の知見を持つ専門家を入れてもらいたい。</p>	中村香	要望	<p>民間活用事業者選定評価委員会には、社会教育の知見を持つ専門家を選任してまいります。</p>
141	意見書	<p>収支構造とめざす運営で利用料金収入の向上を図るとのことだが、利用料金の値上げをする場合の審議プロセスを明らかにしてほしい。</p>	中村香	要望	<p>使用料は条例により定めております。指定管理者制度を導入する際には、利用料金の上限を条例に定めることとなりますので、その上限を改定する場合には、条例改正の手続きが必要になりますが、指定管理者が入ることによって現行料金を値上げするという事は考えておりません。</p> <p>なお、川崎市における施設等の使用料・手数料の改定を含めた見直しにつきましては、平成26年に市が定めた「使用料・手数料の設定基準」に基づき、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむね4年ごとに検討していくこととします。</p>
142	意見書	<p>飲食の販売では、障がい者施設や特別支援学校などのパン販売や、労働の機会や場を検討してもらいたい。</p>	中村香	要望	<p>障害者施設の製作物販売等につきましては、どのような対応が可能か、関係団体とも協議を進め、要求水準や仕様書等の作成の際に、どこまで求めるかも含め検討させていただきます。</p>
143	意見書	<p>付属備品なども業者の言いなりではなく、しっかりと検討してもらいたい。例えば、可動式の机では、縦にしないと動かないものではなく、縦にもできるが平面を上にしたままでも動かせるものでなければワークショップをしにくい。</p>	中村香	要望	<p>備品や付属品等については、基本的に行政が用意をするものになります。その購入にあたっては利用者の声を参考に進めてまいります。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
145	第1回会議	そもそもなぜ指定管理者制度の導入にいったのか。職員から「直営方式ではやっていけない」という声があったのか、または市民から「直営方式は市民のニーズに応えていない」といった声があったのか、伺いたい。	和田悠	質問	指定管理者制度はあくまでも手段である。市民館・図書館の今後10年先を見据えた方向性をまずは作ろうと「今後の市民館・図書館あり方」を、令和3年3月に2年ほどかけて市民意見も聞きながら策定した。市民館・図書館に対する期待やニーズも広がっていることが把握でき、例えば地域のコミュニティスペースや館内以外での学びの場の展開といった意見が多数あった。その中で、あり方を実現するためにはどうするのか、という視点で検討してきた。職員を大幅に投下することは市の現状では難しい中で、民間の力を活用するという方向性を導き出した。
146	第1回会議	本当は「地域の中で活躍できる市民館には人が欲しいけど、現状の職員では人が足りないからこの制度を導入する」という理解でよいか。	和田悠	質問	マンパワーの面もある。さらにノウハウの面もある。広がりのあるサービス感を求められている中で、民間の持つノウハウとマンパワーを活用しながら進めていくものと考えている。
147	第1回会議	今回の管理運営の考え方を進めるにあたり、現場職員の声をどのように聞いたのか。あるいは市民の声をどのように反映したのか。	和田悠	質問	図書館は、生涯学習部の中の一つの部という扱いになるので、部内での協議を頻繁に行った。特に図書館長会議や、より現場に近い職員の会議等の場で、あり方策定のときから協議を重ねてきた。市民館は、市民館長会議や係長級の会議、また、区役所の意向もあるので、各区長・副区長との協議の中で方向性について検討してきた。
148	第1回会議	政令指定都市はなぜ指定管理者制度の導入が多いのか。 また、これは質問であり要望でもあるが、指定管理者制度の導入は川崎の社会教育の歴史的な大転換であり、この数回の会議も歴史的に振り返られるという自覚をもっている。 視察調査に行ったのは、市民館関係だと基本的には指定管理者制度でうまくいっているところだと思われる。直営方式を維持しているところ、あるいは一部直営方式を残している自治体・政令指定都市もあるのではないかと考える。 この視察調査だと、結論に向かっていいところ取りの調査値になっているという感が否めない。 なぜ視察調査がこの場所だったのか、学識の立場としては恣意的な選抜に感じる。 事前にこの社会教育委員会会議の場で相談してもらえれば、視察についても一緒に研究できたのではないかと感じる。 市民に開かれた説明をするという観点から、より多角的・総合的に、そして公平に検討していることがわかるような形であることが必要である。	和田悠	質問	川崎市の市民館はホール併設型で、他都市に比べて規模感が大きいものであり、他都市でいう生涯学習センターの形に近い。他都市の公民館は地域ごとに数多く設置されており、地域密着の小規模のものが多く、その点で、そもそもの性質が異なると言える。 政令指定都市に指定管理者制度が多い点については調べ切れていないが、受託事業者の状況や導入のしやすさを総合的に判断しているのではないかと考える。 生涯学習センターのようなホール運営を抱えているところについては、専門性が高くなり、民間に任せる傾向が強いように感じる。規模が大きくなると管理運営にも手間がかかるため、公民館よりも生涯学習センターのような場所が、指定管理者制度導入の実績値が高まっているのだと考えられる。 視察調査については、全国的にも優良事例とされ、うまく民間の力を活用している団体を中心に見てきた。それは、我々が直営でやってきた歴史の中で、新たに一歩踏み出すために参考にしたいということと、もともとは直営だったものをなぜ導入に踏み切ったのか、課題はどんなものがあったのか、行政の立場で確認することができ、さらに行政と管理者の両方の立場について話が聞けるということであった。 また、視察調査したのは複合施設が多く、図書館と市民館が一つの建物に入っていたり、ちょっとした市民交流施設がついていたり、川崎市の状況に近いということを踏まえて伺った。